

健康増進法で
施設の管理者などに
求める受動喫煙対策
現行 → 改正案

小中学校	敷地内禁煙
官公庁	建物内禁煙
飲食店	建物内禁煙 (喫煙室設置可)
罰則	なし
	過料

①健康増進法で
施設の管理者などに
求める受動喫煙対策
現行 → 改正案

②特定多數の人が利用する官公庁や公共交通機関などの施設管理者に、①喫煙禁止場所であることを掲示する②喫煙が禁止されている場所に灰皿などを置かない③禁止場所で喫煙した人

④屋内原則禁煙としたが、喫煙室の設置を認めた。

⑤不特定多數の人が利用する官公庁や公共交通機関などの施設管理者に、①喫煙禁止場所であることを掲示する②喫煙が禁止されている場所に灰皿などを置かない③禁止場所で喫煙した人

④屋内原則禁煙としたが、喫煙室の設置を認め、悪質な違反者には過料を科すことなどが柱になっている。政府は20日召集の通常国会に改正案を提出する方針だ。

改正案では、医療機関や小中学校などは敷地内を全面禁煙とした。大学や官公庁は屋内を全面禁煙としたが、屋外での喫煙は容認した。飲食店や駅構内なども屋内原則禁煙としたが、喫煙室の設置を認めた。

——などの責務を課すことも明記する。違反した喫煙者や施設管理者には都道府県知事などが勧告や命令などを出し、改善しない場合は過料を科すこととした。

受動喫煙対策は、2020年東京五輪・パラリンピックなどに向けて厚生労働省が検討している。国際

への対策を盛り込んだ健康増進法改正案の概要が16日、明らかになつた。飲食店内は原則禁煙とするが、喫煙室の設置を認め、悪質な違反者には過料を科すことなどが柱になっている。政府は20日召集の通常国会に改正案を提出する方針だ。

□受動喫煙 室内などで他人のたばこの煙を吸わされる」と。厚生労働省は、受動喫煙を原因とする死者は年間1万5000人を超えると推計しており、「健康への悪影響は明確」としている。現行の健康増進法では、受動喫煙防止策を講じよう求めているが、努力義務にとどまっている。

受動喫煙対策

法改正案概要 喫煙室は認める

飲食店内原則禁煙に

改正案は、厚労省が昨年10月にたたき台として公表した受動喫煙対策の原案に沿った内容。同案に対しても、売り上げの減少を懸念する飲食店などの業界団体が反対しているが、医療関係者らからは分煙では受動喫煙を防げないとして、禁煙規制を強めるように求めている声も出ている。今後、与党の調整で内容が修正さ

れる可能性もある。

たばこの葉を電気で温めて蒸気を吸う「加熱たばこ」についても、規制対象にすべきかどうか、厚労省で検討している。

の開催地では、学校や官公庁、飲食店などで屋内禁煙を義務化。施設管理者には罰則を科している。改正案は、近年の五輪開催地の受動喫煙防止策を調査し、屋内を全面禁煙とするなど、最も規制が厳しい英國と、最も規制が緩やかな韓国の混合型になった。

改正案は、厚労省が昨年10月にたたき台として公表した受動喫煙対策の原案に沿った内容。同案に対しても、売り上げの減少を懸念する飲食店などの業界団体が反対しているが、医療関係者らからは分煙では受動喫煙を防げないとして、禁煙規制を強めるように求めている声も出ている。今後、与党の調整で内容が修正さ